



外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う人口の変動について

平成24年7月9日を施行日としまして、外国人登録法が廃止され、併せて、住民基本台帳法の一部改正により、市内に居住する外国人住民の方々を住民基本台帳に登録する作業が完了しましたので、ご報告します。

なお、法施行前において把握していましたが、7月9日において住民基本台帳に登録される外国人住民数は、1,507人となり、比較しますと315人減少となりました。

この内訳は、外国人登録台帳の登録者において、実地調査等により居住実態がないと判断された者が、239人、また、在留資格が短期滞在であったり、ビザ切れで在留資格がない者等が76人となっています。

なお、この制度改正により、7月9日現在の亀山市の住民基本台帳人口は、49,566人となり、人口に対する外国人登録者の割合は、3.04%です。